

処 分 基 準

令和7年3月24日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第107条の7第3項
処 分 の 概 要：国外運転免許証の交付
原権者（委任先）：島根県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法第107条の7第1項及び第2項（国外運転免許証の交付） 道路交通法施行規則第37条の8（国外運転免許証の交付）、第37条の9（国外運転免許証交付申請書）、第37条の10（国外運転免許証で運転することができる自動車等の指定）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：(1)島根県運転免許センター及び島根県西部運転免許センター 即日 (2)各警察署（松江警察署及び浜田警察署を除く。） 14日
申 請 先：島根県運転免許センター、島根県西部運転免許センター又は各警察署（松江警察署及び浜田警察署を除く。）
問 い 合 わ せ 先：島根県運転免許センター、島根県西部運転免許センター又は各警察署（松江警察署及び浜田警察署を除く。）
備 考：

